

短期入所生活介護事業 龍ヶ岡 運営規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部茨城県済生会が設置経営する短期入所生活介護事業 龍ヶ岡（以下「施設」と言う。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この施設は、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者の心身の状況に対応した適切な処遇と必要な指導訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう入所者の処遇に万全を期するものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 短期入所生活介護事業 龍ヶ岡
所在地 茨城県龍ヶ崎市中里1丁目1番17

(職員の定数及び職務)

第4条 施設に次の職員を置く。

- (1) 管理者（施設長） 1名（兼務）
施設の業務を統括する。
- (2) 介護職員 42名 以上（兼務）
利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務を行う。
- (3) 看護職員 4名 以上（兼務）
医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者・職員の健康管理及び保健衛生並びに直接生活支援・処遇に係わる業務に従事する。
- (4) 生活相談員 2名 以上（兼務）
利用者の入退所、日常生活相談・指導及び処遇の企画立案、実施業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 2名 以上（兼務）
利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
- (6) 介護支援専門員 2名 以上（兼務）
利用者の施設サービス計画の作成に従事する。
- (7) 医 師 1名 以上（兼務）
利用者の診療及び事業所の保健衛生の管理指導に従事する。
- (8) 管理栄養士 1名 以上（兼務）
給食管理、利用者の栄養指導および調理委託業者の監督業務に従事する。
- (9) 事務職員 1名 （兼務）

庶務及び会計事務に従事する。

- 2 職員は常勤とする。ただし、医師及び職員の一部を非常勤とすることが出来る。
- 3 第1項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことが出来る。また各職種において必要に応じ主任を置くことができる。
- 4 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(利用者定員)

第5条 利用者の定員は 14 名とする。

(施設サービス内容)

第6条 施設サービス内容は次の通りとする。

食事の提供

- (1) 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び思考を考慮したものとし、食事の時間は概ね次の通りとする。

朝 食	午前	7時 30分から
昼 食	正 午	から
夕 食	午後	6時 00分から

- (2) 滞在に要する居室の提供

居室に寝具、洗面所、収納タンス、トイレを備え、利用者のプライバシーに配慮し、室温、換気等快適な滞在に要する居室を提供します。

- (3) 入 浴

1週間に2回以上の入浴及び清拭を行う。

- (4) 排 泄

利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

また、オムツを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り替えるものとする。

- (5) 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 健康保持と栄養管理

常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

又、栄養状態を把握し、適切に栄養指導と給食管理を行う。

- (7) 相談及び援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

- (8) 社会生活上の便宜の供与等

施設に教養娯楽設備を備え、適宜利用者のためのレクレーション行事を行うとともに家族との交流の機会を確保する。

- (9) 入退所に際しては、ご希望により施設車両によりご自宅までの送迎を実施する。

- (10) その他

離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(施設サービス内容の説明等)

第7条 施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、利用者又はその家族の同意を得たうえで利用契約を締結するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、龍ヶ崎市内及び事業所から概ね半径10km以内の隣接市町村（牛久市・つくば市・稲敷市・取手市・利根町・河内町）とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの基本利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づきサービス利用料金の1割～3割の額とし別表利用料金表の1のとおりとする。

2 前項の他のサービスについての利用料は、別表利用料金表の2のとおりとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に同意を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応)

第11条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第12条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、

受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第14条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 提供した施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第15条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備等について、衛生的な管理に勤め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、施設内において感染症が蔓延しないように必要な措置を講じることとする。

(秘密保持等)

第16条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由が無く、その業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

(身体拘束防止への取り組み)

第17条 施設は入所者の介護に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：施設長）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施する。
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他の虐待防止の為に必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 施設は入所者の介護に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第20条 職員等の資質向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 試用期間内

(2) 継続研修 随時

- 2 施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備しサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 3 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、施設の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

一部改正規程については、平成 21年 4月 1日から施行する。

一部改正規程については、平成 23年 4月 1日から施行する。

一部改正規程については、平成 24年 4月 1日から施行する。

一部改正規程については、平成 27年 6月 1日から施行する。

一部改正規程については、平成 30年 4月 1日から施行する。

一部改正規程については、平成 31年 1月 1日から施行する。

一部改正規定については、令和元年9月1日から施行する。

一部改正規定については、令和元年10月1日から施行する。

一部改正規定については、令和3年11月1日から施行する。

一部改正規定については、令和4年10月1日から施行する。(虐待防止)

一部改正規定については、令和6年11月1日から施行する。